

## 芦北町省エネエアコン導入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、電力消費量の削減による二酸化炭素の排出抑制及び気候変動による熱中症のリスク低減を図るため、省エネルギー性能の高いエアコン（以下「省エネエアコン」という。）の購入及び設置に要する経費の一部を補助することについて、芦北町補助金等交付規則（平成17年芦北町規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(補助対象製品)

第2条 補助の対象となる省エネエアコンは、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内の事業者から購入した製品（新品に限る。）であること。
- (2) 自らが常時居住する町内の住宅に設置し、取り外しや移動が容易にできないものであること。
- (3) 経済産業省が定める統一省エネラベルにおいて、最新の目標年度における省エネ基準達成率が100%以上であること。

(補助対象者等)

第3条 補助対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請時点において芦北町に住所を有する世帯の世帯主。なお、同居による世帯分離をしている場合は、同一世帯として取り扱うものとする。
- (2) 省エネエアコンを設置する住宅が自らの所有する住宅でない場合は、当該住宅の所有者から設置の承諾が得られている者。
- (3) 本人、本人と同一世帯に属する者（以下「本人等」という。）及び同居人に町税等の未納がない者。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、省エネエアコンの購入及び設置工事に要する経費とし、補助金の交付の対象となる数量は1世帯又は同一住居につき1台までとする。

2 既設エアコンの処分に係る経費は、補助対象経費の対象外とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合計から消費税を除いた額の2分の1以内の額とし、その限度額を70,000円とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者は、芦北町省エネエアコン導入促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に申請しなければならない。

- (1) 省エネエアコンの購入及び設置に係る経費の内訳が分かる見積書（金額、金額の内訳、製造品名、型番、見積書作成者名が記載されているもの）

(2) 最新の目標年度における省エネ基準達成率が100%以上の製品であることが分かる書類（カタログ等）

(3) 設置予定箇所の状況が分かる写真

(4) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第7条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合は、補助金交付決定通知書（規則様式第3号）により補助対象者に対して通知するものとする。

（交付決定の変更）

第8条 前条の補助金交付決を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ芦北町省エネエアコン導入促進事業補助金変更交付申請書（様式第2号）により町長に申請して、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により補助金変更交付申請があった場合において、変更すべきものと認めた場合は、補助金変更交付決定書（規則様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、省エネエアコンの購入及び設置が完了したときは、速やかに実績報告書（規則様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 省エネエアコンの支払いを証する領収証の写し

(2) メーカー保証書の写し

(3) 設置後の状況等が分かる写真

(4) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し補助金交付確定通知書（規則様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第11条 交付決定者は、補助金の請求をしようとするときは、補助金請求書（規則様式第10号）により町長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、交付決定者が補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（規則様式第11号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項に規定する書類の提出があった場合において、その内容を審査し、概算払をすることが適当であると認めるときは、補助金交付決定額の範囲内において補助金を交付することができる。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。